

動薬協会発 137 号
令和 2 年 12 月 1 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の
徹底について

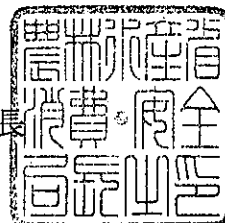
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（2 消安第 3752
号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第 3752 号
令和2年 11 月 25 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に
伴う防疫対策の徹底について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御理解、御協力頂き、厚く御礼申し
上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知いたしましたので、
御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協
力をお願いします。



(写)

2 消安第 3752 号
令和2年 11 月 25 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

福岡県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

昨日(24日)、福岡県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、福岡県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日(25日)、H5亜型であることが確認されました。このことから、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(3例目)に伴う監視体制の強化の再徹底について」(令和2年11月11日付け2消安第3584号農林水産省消費・安全局長通知)等累次の通知により、その徹底についてお願いしているところです。

また、香川県の事例を受けて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会から、令和2年11月24日付けで「香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた緊急提言」(別添)が示されるなど、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、海外でも発生が続き、国内の野鳥でも相次いでウイルスが確認されていることから、全国いずれの地域でも、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、更なる警戒に努める必要があります。

貴職におかれましては、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言を実施するよう改めてお願いします。

また、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、家きん飼養者等から異状家きんの通報を受けた場合には、直ちに当局動物衛生課に報告するとともに、円滑かつ迅速な初動防疫対応の実施について遺漏なきよう重ねてお願いします。

(別添)

香川県の高病原性鳥インフルエンザの続発状況を踏まえた
緊急提言

令和2年11月24日
家畜衛生部会
家きん疾病小委員会

- 1 過去の海外の事例では、限定されたエリアにおける短期間での続発について、多くの渡り鳥の飛来のほか、人、機材、車両等による農場間の伝播、長期間の防疫措置による環境中のウイルス量の増加等の様々な要因により、発生した可能性がある旨が報告されている。
- 2 今回の香川県での続発事例においても、これまでの疫学調査チームの現地調査により小型野生動物の侵入、人・物等の疫学関連による伝播の可能性が指摘されているほか、環境的な要因として、ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること、また、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等が想定される。
- 3 以上を踏まえれば、香川県における3～8例目は、1例目の発生農場を中心に半径3kmの区域に設定された移動制限区域内で発生しており、移動制限区域内ではウイルス量が増大していることを念頭に行動することが重要である。
- 4 具体的には、①農場における早期通報、②家きん舎壁の隙間を塞ぐ等の小型野生動物の侵入防止、③家きん舎ごとの手袋及び長靴の交換等の飼養衛生管理の徹底、④畜舎周りの消毒、⑤関連事業者も協力して行う資材・機材消毒並びに⑥地域における車両消毒、ため池周辺や発生農場周囲の主要道路等の消毒、野鳥対策等についての地域の関係者が一体となった取組を徹底して行うことが必要である。
- 5 また、防疫措置についても、防疫指針に基づいて、焼埋却、消毒等の措置を迅速かつ確実に実行していくことが必要である。
- 6 一刻も早く防疫措置を完了し、続発を防ぐために、4及び5について国、県、市町村及び養鶏業者だけでなく、関連事業者、地域住民が一体となった取組を実施することを提言する。
- 7 また、今後の疫学調査の中で、侵入及び感染拡大要因について情報収集・検証を進め、防疫対策に活用していくことが重要である。
- 8 なお、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、海外でも発生が続き、国内の野鳥でも相次いでウイルスが確認されていることから、全国的にも、例年よりも感染リスクが高い状況にあることを意識し、引き続き、飼養衛生管理を徹底し、更なる警戒に努める必要がある。